第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人京都産業大学(以下「本法人」という。)が有する情報の公開に関して 必要な事項を定め、当該情報を公開することにより、本法人の活動に関する社会的説明責任を果たす とともに、公正かつ透明性の高い運営を実現し、もって構成員による自律的な運営及び教育研究の質 の向上を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。
 - (1) 「公開」とは、何人も容易に情報を閲覧できるようにすることをいう。
 - (2) 「開示」とは、この規程に定める開示請求手続に基づき、情報を開示することをいう。
 - (3) 「職員」とは、本法人の役員、評議員及び本法人と雇用関係にある者をいう。
 - (4) 「大学等」とは、本法人が設置する大学、高等学校、中学校及び幼稚園をいう。
 - (5) 「学生等」とは、本法人が設置する学校の学生、生徒及び園児であって、現に在籍する者をいう。
 - (6) 「保護者」とは、学生等の保証人及び学費支弁者として本法人に届出されている者並びに親権者をいう。
 - (7) 「部局等」とは、学校法人京都産業大学組織及び職制規程第2章で定められた各組織並びに附属学校及び幼稚園をいう。
 - (8) 「部局等の長」とは、前号に規定する部局等の長をいう。

第2章 情報の公開

(社会一般への情報公開)

第3条 本法人は、別表第1に定める情報をホームページ等を通じて、広く社会に公開する。

(利害関係人への情報公開)

第4条 本法人は、利害関係人の区分に応じ、別表第2に定める情報を大学等のホームページ等を通じて公開する。

第3章 情報の開示等

(情報の開示)

- 第5条 本法人は、次の各号に掲げる利害関係人(以下「開示請求者」という。)から開示請求があったときは、第9条第1項各号の不開示情報に該当する場合を除き、当該各号に定める情報を開示するものとする。
 - (1) 職員, 学生等, 保護者
 - ア 理事会, 評議員会, 常任理事会, 部局長会, 教授会, 研究科会議又は職員会議の議事録の本 文のうち, 開示請求者自身に関する部分
 - イ 学生等の身分に関する決裁文書の本文のうち、当該学生等に関する部分
 - (2) 本法人に対する寄附者及び寄附を検討している者 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第26条の28の2第1項第2号ロに定める各書

- 2 前項に規定する情報以外に、本法人は、開示請求者の区分に応じて、当該請求の対象となる情報を 所管する部局等が開示することを承認した情報について開示することができる。
- 3 前2項により開示する情報は、過去5年の情報とする。ただし、学校法人京都産業大学文書取扱規程第28条に定められた保存年限が5年未満のものは、当該情報の保存年限内のものとする。

(開示請求手続)

第6条 開示請求者は、所定の情報開示請求書に必要事項を記入し、所定の手数料と本人確認書類を添 えて、請求しなければならない。

(受付窓口)

- 第7条 開示請求者からの請求を受け付ける窓口(以下「受付窓口」という。)を総務部(総務担当) に設置する。
- 2 受付窓口は、開示請求書を受け付けたときは、開示請求者に対し開示請求書の副本1部及び開示請求手数料領収書を交付するとともに、開示請求書の写しを開示請求のあった情報を所管する部局等に送付する。

(開示等の決定)

- 第8条 開示請求があったときは、当該請求の対象となる情報を所管する部局等の長(以下「開示決定者」という。)が、当該請求の対象となる情報の全部若しくは一部開示又は不開示等(以下「開示等」という。)を決定するものとする。
- 2 開示決定者は、前条により受付した日から30日以内(ただし、8月10日から8月19日まで、12月29日から翌年1月5日までの期間は除く。)に開示等の決定を行い、開示請求者に情報開示決定通知書 又は情報不開示決定通知書にて開示等の決定、開示窓口、開示方法、開示期間等を通知するものとする。

(不開示情報)

- 第9条 開示請求に関わる情報に次のいずれかの情報が含まれている場合は、当該情報を不開示とする。
 - (1) 個人に関する情報であって特定個人を識別できるもの又は特定個人を識別することはできないが、当該情報を公にすることによって個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令の規定又は慣行により公にされている,又は公にすることが予定されている情報 イ 人の生命,健康,生活又は財産を保護するため,公にすることが必要であると認められる情報
 - (2) 法人その他の団体(本法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の事業に関する情報で、次に掲げるもの。ただし、法人情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 公にすることにより、法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそ れのあるもの
 - イ 公にしないという条件で任意に提供されたもので、法人等又は個人における通例として公に しないこととされているもの。また、公にしない等の条件を付すことが情報の性質、当時の状 況等に照らし合わせて合理的であると認められるもの
 - (3) 本法人の事業又は事務に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれ及びそ

- の他当該事業又は事務の性質上、当該事業又は事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。
 - ア 本法人以外の他の機関との信頼関係が損なわれるおそれ,又は交渉上不利益を被るおそれが あるもの
 - イ 本法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する事項であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
 - ウ 契約, 交渉, 争訟に関わる事務に関し, 本法人の財産上の利益又は当事者としての地位を害するおそれがあるもの
 - エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの
 - オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - カ 本法人の事業に関し、その実施上の正当な利益を害するおそれがあるもの
- 2 前項の規定は、第3条に定める情報公開に準用する。

(部分開示)

第10条 開示決定者は、開示の決定をした情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に除くことができるときは、開示請求者に対し、不開示情報を除いて開示する。この場合において、開示決定者は、書面をもって開示請求者に不開示部分及び理由等を通知する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第11条 開示決定者は、開示請求に関わる情報に不開示情報が記録されている場合であっても、公益 上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該請求の対象となる情報を開示するものと する。

(情報の存否)

第12条 開示請求に対し、当該開示請求に関わる情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、開示決定者は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示方法)

- 第13条 開示は、原則として本法人の指定する窓口において閲覧により行うものとする。ただし、開示決定者が必要と認めたときは、文書、図面又は写真の写しの交付(郵送等による交付を含む。)により、これを行うことができる。
- 2 開示の決定に基づき開示を受ける者は、窓口における閲覧を行うときには、本人確認書類と情報開 示決定通知書を提示しなければならない。

(開示実施日時)

- 第14条 開示を実施する日時は、平日の午前9時から午後4時までとする。ただし、本法人の定める休日、休憩時間及び入学試験期間中の開示は行わない。
- 2 前項の規定にかかわらず、本法人が必要と認めたときは、開示期間及び開示時間を変更することができる。

(開示時の立会い)

第15条 本法人は、開示の決定に基づき開示を受ける者の窓口における閲覧に際し、必要に応じて職員を立ち会わせることができる。

(開示を受ける者の禁止行為)

- 第16条 開示の決定に基づき開示を受ける者は、次の行為をしてはならない。
 - (1) 資料を汚損若しくは損傷し、又は指定された閲覧場所以外に持ち出すこと。
 - (2) 開示決定者が必要と認めたときを除いて、資料を複写又は撮影すること。

(開示決定の取消し)

- 第17条 本法人は、開示の決定に基づき開示を受ける者が次の各号のいずれかに該当するときは、開示の決定を取り消し、以後、開示対象となるすべての情報に対してその者からの開示請求には応じない。
 - (1) この規定に違反したとき。
 - (2) 本法人担当者の指示に従わないとき。
 - (3) 他人(法人や機関を含む。)に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき。 (費用負担)
- 第18条 開示請求者は、情報1件につき300円の手数料を納めなければならない。

第4章 異議申立て

(異議申立て)

- 第19条 開示等の決定又は開示請求に係る不作為について不服がある当該開示請求者は、決定を受領した翌日から起算して30日以内に、総務部に対し、書面により異議の申立てを行うことができる。
- 2 前項の異議申立てを受け付ける窓口は、総務部(総務担当)とする。
- 3 開示請求者は、開示等の決定日の翌日から起算して30日を経過した場合には、異議申立ての権利を 失う。
- 4 本法人は、当該開示請求者から異議の申立てがあった場合は、常任理事会の審議を経て、回答を決定する。ただし、異議の内容が軽微かつ自明のものである場合又はやむを得ない事情がある場合は、 事務局長が回答の決定を行うことができる。
- 5 開示決定者は、異議申立てを受理してから結果が回答されるまで、開示に関わる執行を停止しなければならない。

第5章 補則

(事務)

第20条 この規程に関する事務は、総務部において行う。

(效廃)

第21条 この規程の改廃は、常任理事会で決定する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

社会一般への情報公開

1. 本法人の基本的情報

- 1寄附行為
- 2 建学の精神、教学の理念
- 3 行動憲章・行動指針
- 4 沿革
- 5 事業目的及び主な事業内容・状況
- 6 組織構成
- 7 役員等名簿
- 8 役員に対する報酬等の支給基準

行政機関への設置認可申請書

9 及び設置届出書の設置の趣旨を記載した書類並びにそれらに関し指導又は指摘を受けた事項及びその対応についての当該指導又は指摘等に関する履行状況報告の概要

2. 経営及び財務に関する情報

- 1 長期ビジョン、中長期行動計画等主たる将来計画の概要
- 2 事業計画書
- 3|事業報告書
- 4 財産目録
- 5 貸借対照表
- 6 収支計算書及び収支予算書

3. 教育研究活動に関する情報

- 1 大学等の学則及び園則
- 2 学部及び大学院研究科の教育研究上の目的
- 3 教育研究上の基本組織
- 4 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績等
- 5 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、 卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況
- 6 大学の授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画
- 7 大学の学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準
- 8 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- 9 授業料、入学料その他の大学等が徴収する費用
- 10 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援

- 11大学における教育の質保証に向けた取組状況12教育の国際連携の状況13外部資金等導入の状況14各種資格課程取得状況及び各種資格試験の合格状況
 - 15 研究倫理に関する基準

4. 学生等の活動に関する情報

- 1 高等教育の修学支援新制度に係る申請書
- 2 奨学金及び授業料減免等の修学支援制度の概要
- 3 課外活動団体の活動状況

5. 評価に関する情報

- 1 京都産業大学に対する大学評価(認証評価)結果及びその対応についての報告書
- 2|自己点検・評価報告書

6. コンプライアンス等に関する情報

- 1個人情報保護に関するポリシー
- 2 特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針
- 3 ハラスメント防止に関する規程及びガイドライン
- 4 障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン
- 5 公益通報に関する規程

7. ガバナンス・コードに関する情報

1 ガバナンス・コード及びその遵守状況

8. 監査に関する情報

- 1 監事の監査報告書
- 2 監査法人による監査報告書

9. 情報公開に関する情報

1 この規程及びこの規程に関する手続及び様式

利害関係人への情報公開

1. 学生等

- 1 教務に関する規程
- 2 賞罰に関する規程
- 3課外活動及び施設利用に関する規程

2. 現在雇用契約を締結している者

1 労働基準法(昭和22年法律第49号)第89条に規定する事項を定めた就業規則及び関係規程